

審査票（令和6年4月物品資格更新 専用）			1次審査	2次審査
申請者 ※会社名等（商号、屋号又は名称）を記入	（京都市）業者コード	（電子申請システム）到達番号 ＜例＞261002023112800001（18桁）		

書類番号	書類名	注意点等	提出時確認	審査	不備の内容等
1	申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムで印刷する。</li> <li>・画面印刷を。（白紙ページ省かない）</li> </ul>			
2	審査票（この用紙）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1申請者につき1枚。</li> <li>・提出時確認完了後、封筒に入れる。</li> </ul>			
3	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行日がR5.8.29以降。</li> <li>・写し可。ただし、写しの場合は<b>印影及び文字が鮮明なもの</b>。</li> </ul> ※不鮮明な場合は原本の提出を求めています。			
4	「使用印鑑届」 又は 「委任状兼使用印鑑届」	＜受任者設定＞ なし：「使用印鑑届」 あり：「委任状兼使用印鑑届」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実印は今回の申請で「代表者」とした者の名義で登録しているもの。</li> <li>・使用印／併用印は手引記載の要件に該当するもの。</li> </ul>			
5	履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行日がR5.8.29以降。</li> <li>・写し可。ただし、写しの場合は<b>文字が鮮明なもの、ページ抜けがないもの</b>。</li> </ul> ※不鮮明な場合や内容に疑義がある場合は原本の提出を求めています。			
6	納税証明書（国税等）	法人：その3の3 個人：その3の2 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行日がR5.8.29以降。</li> <li>・写し可。ただし、写しの場合は<b>文字が鮮明なもの</b>。</li> </ul> ※不鮮明な場合は原本の提出を求めています。			
7	確定申告書 及び （白色申告）収支内訳書 （青色申告）青色申告決算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の個人事業主のみ。</li> </ul>			

京都市記入欄（記入不要）	